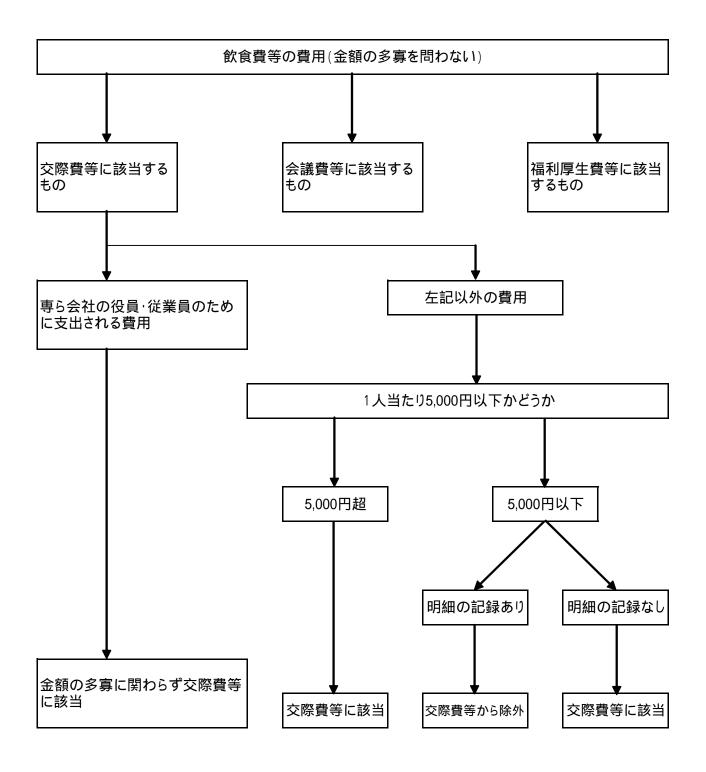
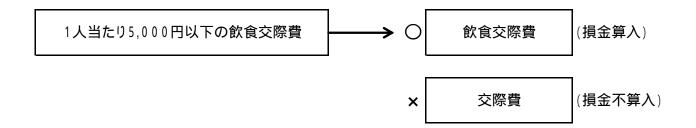
## 飲食交際費の判定フローチャート



# 1人当たり5,000円以下の飲食交際費の取扱い

三輪会計事務所 TEL 06-6209-7191

平成18年4月以後開始する事業年度から、1人当たり5,000円以下の飲食交際費は交際費に含めなくてよくなりましたので、以後は、飲食交際費として交際費と別の科目にしていただきますようお願いいたします。



### !注意点!

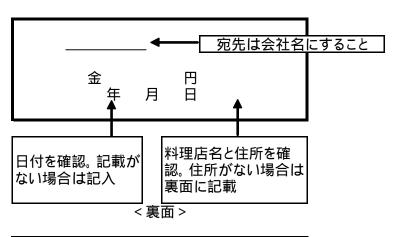
1	<u>領収証に相手先の会社名、担当者名、自社の担当者名、人数を必ず記録して〈ださい。記録のないものは交際費扱いとなりますので、注意して〈ださい。</u>
2	飲食交際費は、領収証ごとに金額判定します。
3	接待の対象が会社の役員、従業員という場合には、適用がありません。
4	ゴルフ接待などの場合では、飲食費だけ別にしても認められません。
5	食料品の贈答には適用がありません。
6	5,000円が税込か税抜きかは、会社の経理方法によって違いますので担当者に問い合わせて 〈ださい。
7	領収証を分けたり、人数を水増ししたりしたことがわかりますと、重加算税の対象になりますので、ご注意ください。

### 飲食交際費を損金とするための

## [領収書の記載例]

### 顧問料不要の三輪会計事務所 Tel 06-6209-7191

### <表面>



得意先名 得意先の担当者氏名、役職名 当社との関係 当社の担当者

- (注) 1. 得意先の担当者は 課 様 というように記載する
  - 2.参加者全員の名前を記載し、参加人数が分かるようにしておく